

船舶事故等調査報告書

平成21年11月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009那第60号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成21年7月22日 09時35分ごろ	
発生場所	沖縄県伊江村 伊江港南防波堤灯台から真方位075° 800m付近 (概位 北緯26° 42.28′ 東経127° 48.65′)	
事故等調査の経過	平成21年7月22日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 幸政丸、4.9トン ON3-03139（漁船登録番号）、個人所有 B ダイビング船 第三八丸、4.2トン 296-7778沖繩、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	B 負傷1人（乗客：右腕擦過傷、右背部打撲）	
損傷	A 船首左舷擦過傷 B 左舷船側破口を伴う擦過傷、スピーカー破損等	
事故等の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、伊江村具志漁港の南防波堤東端を左に見て、左回頭中、B船は、船長Bほか5人が乗り、ダイビングスポットに向け、同防波堤の北方沖を東進中、平成21年7月22日09時35分ごろ、同防波堤東端北方沖において、A船の船首部とB船の左舷船首部とが衝突した。 両船とも自力で帰港した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 3、視界 良好	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 船長Aは、出港船はないものと思い込み、変針方向の適切な見張りを行っていなかったものと考えられる。 船長Aは、出港船を確認できるよう、減速せず航行していた可能性があると考えられる。 B船は、衝突を避けるための動作を行わなかったものと考えられる。 船長Bは、警告信号を行わなかったものと考えられる。
原因	本事故は、具志漁港の南防波堤東端北方沖において、A船が回頭中、B船が東進中、A船が適切な見張りを行わず、また、B船が衝突を避けるための動作を行わなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。	

